

公益社団法人日本フェンシング協会
選手等の不服申立規程

第1条 目的

本規程は、公益社団法人日本フェンシング協会（以下「当協会」という。）と選手等との間に発生した紛争に関し、迅速かつ適切に解決することを目的として定めるものである。

第2条 不服申立

当協会に登録している選手、監督、コーチ、トレーナー、審判員その他の競技支援要員（理事、職員その他の競技運営者を除く。）は、以下に掲げる事項に関して当協会が行った決定（競技中になされる審判の判定は除く。）について不服があるときは、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って仲裁を申し立てることができる。

- ① 代表選手選考等の競技又はその運営に関する事項
- ② 選任、解任等人事に関する事項
- ③ 当協会の「倫理・懲戒規程」に基づく処分
- ④ その他「スポーツ仲裁規則」で認められる事項

本規程は、平成28年7月23日に成立し、同日施行する。